相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県愛知郡愛荘町愛知川一六一一番地、最後の住所滋賀県蒲生郡日野町大字小御門二〇一番地一　被相続人　亡　森野　秀子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月二日

事務所滋賀県東近江市八日市上之町二番七号ウイング八日市二〇三号室八日市法律事務所

相続財産管理人　弁護士　湯浅　浩明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県筑紫野市大字永岡六二七番地、最後の住所大阪府大阪市生野区勝山北二丁目一六番二三号　被相続人　亡　岡部ヨシ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月二日

大阪市北区天神橋二丁目五番二五号若杉グランドビル本館六階

相続財産管理人　弁護士　外山　将平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市大正区北恩加島町六一番地七、最後の住所大阪府堺市北区中村町四五〇番地金岡中央病院内　被相続人　亡　淺野　トク

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月二日

大阪府大阪狭山市半田二丁目四六八番地六松川ビル三階　中野司法書士事務所

相続財産管理人　高橋　利枝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県朝来市澤五四一番地、最後の住所兵庫県朝来市生野町竹原野二四〇番地　被相続人　亡　尾﨑　頼康

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月二日

兵庫県姫路市北条宮の町三九二番地　弁護士法人菊井法律事務所

相続財産管理人　弁護士　衣笠　謙三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県有田郡有田川町大字生石七六〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　前**西**　包義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月二日

事務所和歌山県和歌山市広瀬中ノ丁一丁目六番地アクスビル三階　虎ふす法律事務所

相続財産管理人　弁護士　奥野　庸己

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県丸亀市郡家町三〇一二番地、最後の住所愛媛県新居浜市阿島一丁目三番一二号　被相続人　亡　草薙　淳一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月二日

愛媛県松山市三番町四丁目八―七第五越智ビル四階　弁護士法人松山中央法律事務所

相続財産管理人　市川　武志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県鹿島市大字飯田甲四三五四番地、最後の住所佐賀県鹿島市大字音成甲三四〇番地　被相続人　亡　木原　末吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月二日

佐賀県武雄市武雄町大字武雄七一七九番地一　弁護士法人桑原法律事務所

相続財産管理人　弁護士　江頭　太地

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本市北区清水町大字室園二八七番地、最後の住所兵庫県尼崎市南七松町二丁目八番二九号庄司ハイツ一〇一号　被相続人　亡　永野　英二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月二日

事務所熊本市中央区新屋敷三丁目一二番六―一〇一号

相続財産管理人　司法書士　右田　敏彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県島尻郡久米島町字上江洲四五七番地五三、最後の住所沖縄県島尻郡久米島町字上江洲四五七番地の五二　被相続人　亡　大城　將男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月二日

沖縄県島尻郡久米島町字比嘉二八五三番地八

相続財産管理人　戸田　貴仁

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十八年二月二日

一　墳墓等所在地　埼玉県朝霞市岡二丁目八番地九二号

一　墳墓等の名称　東円寺墓地

一　改葬を行おうとする者　埼玉県朝霞市岡二丁目八番地九二号　宗教法人東円寺　代表役員　陶山　憲雅

債権申出の公告（第二回）

当規約型確定給付企業年金は、平成二十七年十一月十六日確定給付企業年金法第八十三条第一項第三号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年一月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年二月二日

石川県小松市額見町ら七四―一

白山テック株式会社確定給付企業年金

清算人　堀川　衛

吉田家、藤岡家、中山家、金子家、内田家、鋪野家、高野家、橋本（沢口）家、金井家、金井家、石橋家、その他不明三

第25期決算公告

平成28年2月2日

大阪市北区西天満三丁目8番13号

株式会社ＭＡＭ

（旧商号　株式会社エー・アンド・ジー・マネジメント・コンサルティング）

代表取締役　森垣　佳子

貸借対照表の要旨

（平成27年3月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,321
	固定資産	94
	合計	2,415
負債及び純資産の部	株主資本	2,415
	資本金	20,000
	利益剰余金	△17,584
	その他利益剰余金	△17,584
	（うち当期純損失）	(1,881)
	合計	2,415

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十八年二月二日

大阪市北区西天満三丁目八番一三号

株式会社ＭＡＭ

代表取締役　森垣　佳子